

令和5年度指定管理者に対する労働条件審査の結果について

1 目的

指定管理者の下で働く従業員等の労働条件が、市民サービスの向上に向けて安定的・継続的に業務に従事でき、公の施設の管理・運営業務に責任の担える状況にあるかどうかを確認するため、「指定管理者制度導入施設モニタリング指針」に基づき、指定管理期間の2年目（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に労働条件審査を実施しました。

なお、本審査における指摘事項については、指定管理者に対して、適正な労働環境となるよう改善を求め、その後の状況を確認しています。

2 審査対象施設等

施設名	構成企業名
秦野市カルチャーパーク NITTAN パークおおね（秦野市立おおね公園）	ミズノスポーツサービス株式会社
	東海体育指導株式会社
	コナミスポーツ株式会社
	株式会社オーチャー

3 主な審査内容

神奈川県社会保険労務士会に委託し、以下の審査を行いました。

(1) 書類審査

指定管理者から提出された書類等で、次の視点に基づき点検しました。

ア 就業規則の絶対的記載事項が法令に即した内容になっているか、また、届出が適正に行われているか。法定基準に準拠、または、それを上回る労働条件が設定されているか。

イ 時間外労働・休日労働に関する協定届（以下「36協定届」という。）が法令に即した内容になっているか、また、届出が適正に行われているか。

ウ 労働条件通知書（または雇用契約書）・賃金台帳・出勤簿

(またはタイムカード)・労働者名簿の記載項目及び内容が、法令に即した内容になっているか。

エ 賃金控除協定の締結は行われているか。

オ 個別の契約条件と就業規則に整合性があるか。

カ 雇用保険・社会保険の加入状況及び手続の時期が適正か、また、社会保険標準報酬に誤りがないか。

(2) 訪問調査

指定事業所を訪問し、書類審査における疑義とその他の事項についての適法性を確認しました。

(3) ヒアリング調査

従業員に対して、職場環境や労働条件についての満足度調査を行いました。

4 労働条件審査結果の概要

構成企業名 (指定管理者名)	主な指摘事項	改善内容
ミズノスポーツサービス株式会社 (ミズノグループ)	・就業規則及び36協定の従業員への周知徹底が望ましい。	・従業員全員が閲覧可能な場所に設置し、周知を行った。
東海体育指導株式会社 (ミズノグループ)	・労使協定の締結又は変形労働時間制の採用が望ましい。 ・賃金台帳の労働時間数に一部記載漏れがあり改善が望ましい。 ・賃金控除協定書を締結することが望ましい。	・労使協定を締結した。 ・労働時間数を全て記載した。 ・賃金控除に関する労使協定を締結した。

<p>コナミスポーツ株式会社 (ミズノグループ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アルバイト就業規則に年休取得時の賃金計算方法を記載することが望ましい。 ・アルバイトの雇用条件通知書に通勤手当を記載することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月の就業規則改定で追記する。 ・令和6年4月からの変更に合わせて追記する。
<p>株式会社オーチャー (ミズノグループ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有期雇用の従業員に対しても契約更新時に労働条件通知を交付すること。 ・労働条件通知書に通勤手当の記載をすることが望ましい。 ・法定労働時間の上限時間を超えた時間には割増賃金が支払われているが、時間外労働前提となるシフトとならないよう改善することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の再発防止に努める。 ・令和6年3月22日に追記した。 ・人員の配置検討及び応援体制の仕組み作りを進め、シフト作成時に法定労働時間を超えないよう改善した。

5 総括

審査の結果、全ての指定管理者において軽微な改善事項が散見されたものの、著しい労働関係法令の違反は見受けられず、おおむね適正な管理がなされており、良好な労働環境であることが推察されます。

なお、指摘事項については、全て改善予定または改善済みであることを確認しています。